

通知書

私は、貴社より平成〇〇年〇〇月〇〇日付業務命令違反を理由とする懲戒解雇通知を受け取りましたが、以下の通り異議を申し立てさせていただきます。

貴社の発した業務命令「本日平成〇〇年〇〇月〇〇日、製造部製造第2課所属高野明人に対し、営業部茨城支社への転属を命ず。」は、同年〇月〇日に私が行った従業員に対する賃金の一斉減額についての抗議に対する報復の意図を持った業務命令であることは明らかであります。

なぜならその内容が、私が経験したことも無い営業職という部署への一方的・唐突な転属命令であること、そして抗議の30分後に行われたのが何よりの証だからであります。

嫌がらせの意図を含んだ業務命令に対しては、従業員はその命令に従う必要がないことは、幾多の裁判例においても判断されていることであり、ゆえに、貴社の行った業務命令違反を理由とした懲戒解雇は、解雇権の濫用で無効であります。速やかに撤回されるよう通知いたします。

なお、貴社の本通知書に対する回答は、本通知書到達後7日以内にしていただきますようお願い申し上げます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県名古屋市中区〇〇町〇丁目〇番地〇号

高野明人 印

愛知県名古屋市中村区〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇工業株式会社

代表取締役 大森満彦 殿